

## 練馬区における自然災害時の対応について

### 1. 地震発生時の保護者引き渡しの原則

#### ■豊溪中学校を含む地域の震度『震度5弱以上』

- ・保護者様が引き取りに来るまで学校で保護し、待機させます。
- ・学校は、「引き取りカード」に記載された方に引き渡します。

#### ■豊溪中学校を含む地域の震度『震度4以下』

- 被害状況を確認した後、異常がなければ平常とします。
  - ◎異常有りと判断した場合は、引き渡しを行わず下校させます。
    - ・交通機関に混乱が生じ、保護者様が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者様から届けがある生徒については、学校で待機させます。
- ※生徒が在宅中に『震度5弱以上』の地震が発生した場合は、避難拠点要員が電話の使用や施設の被害状況を確認し、避難拠点を開設します。  
授業の開始時期は、状況を踏まえ決定し、①メール②HPで連絡します。

### 2. 気象警報発表時における臨時休業の対応について

#### ■臨時休業となる場合

- ・当日午前7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、

「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」 「暴風警報」「暴風雪警報」

が発表されている場合は、臨時休業になります。

### 3. 保護者様への連絡等の対応

#### 【措置をする場合のみ】

学校連絡メールで配信します。（午前7時の気象庁情報を確認後）

### 4. 各ご家庭で登校に支障があると判断した場合

臨時休業とならない場合でも、ご家庭で登校に支障があると判断した場合は、安全が確認できるまで自宅で待機させて下さい。  
気象状況を理由に登校できない場合は、「欠席」や「遅刻」の扱いにはなりません。  
この場合、保護者様が学校に電話連絡をお願いします。

### 5. 学校連絡メールの登録のお願い（台風・地震・インフルエンザ等の対応）

緊急時の連絡は、学校連絡メールを最優先します。  
是非、登録のご協力をお願いいたします。